

令和 8 年 4 月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和 8 年 4 月 2 2 日開催

会 議 録

開催日時			令和 8 年 4 月 2 2 日（水）				午後 2 時 0 0 分	開会		
							午後 2 時 4 2 分	閉会		
場 所			旭川市教育委員会 教育委員会室							
出席者	教 育 長 及 び 委 員		教育長 和田 英邦、 教育長職務代理者 伊東 義晃、委 員 山崎 與吉 委 員 坂田 葉子、委 員 鎌本 かおり							
	事務局	説 明 員	学校教育部長		坂本 考生		社会教育部長		田村 司	
			学校教育部次長		小島 浩吉志		社会教育部次長		松野郷正文	
			学校教育部次長		工藤 秀敏		文化振興課長		今野 修	
			学校教育部主幹		中山 智博					
教職員課長			山下 聡司							
教育政策課主幹		中山 恒介								
事務局		教育政策課主査		篠原 広光						
職 員		教育政策課		坂井 奈月						
傍 聴 者			0 人							
公開・非公開の別			一部非公開							
会 議 次 第			1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第 1 号 旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第 2 号 旭川市社会教育委員の委嘱について ・議案第 3 号 神居古潭 魔神伝説 A R 整備事業プロポーザル審査会プロポーザル審査会委員の委嘱について ・報告第 1 号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・報告第 2 号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第 3 号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第 4 号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 （1） 令和 8 年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について （2） 令和 7 年度のいじめの認知件数等について （3） いじめの重大事態に係る訴訟の和解について （4） 大雪山カムイミンタラジオパーク構想の日本ジオパーク認定申請について 6 その他 7 閉会							

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	《 開 会 》 ただいまから、令和８年４月定例教育委員会会議を開会いたします。 《会議録署名委員》	
教 育 長	本日の会議録署名委員は坂田委員、鎌本委員を指名します。 《 前回会議録 》	
教 育 長	会議録ですが、令和８年１月定例会の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、その内容について、御意見はありますか。	
各 委 員	ありません。	
各 教 育 長	御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。	
各 教 育 長	異議ありません。	
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、令和８年１月定例会の会議録については、承認することといたします。	
各 委 員	なお、令和８年２月定例会及び３月定例会の会議録については、現在調製中ですので、調製後、承認するということよろしいですか。	
各 教 育 長	異議ありません。	
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、これら２回の会議録については、調製後、承認することといたします。	
教 育 長	《 審議事項 》	
教 育 長	それでは、審議事項に入ります。	
各 委 員	お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第２号及び議案第３号、報告第１号から報告第４号まで、報告事項（２）及び報告事項（３）は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、いかがですか。	
各 教 育 長	異議ありません。	
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第２号及び議案第３号、報告第１号から報告第４号まで、報告事項（２）及び報告事項（３）は、秘密会といたします。	
各 委 員	また、議案第２号及び議案第３号、報告第１号から報告第４号までは、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することとしたいと思いますが、いかがですか。	
各 教 育 長	異議ありません。	
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第２号及び議案第３号、報告第１号から報告第４号までは、会議録には概要を記載することといたします。	
各 教 育 長	それでは、議案第１号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する	

小島学校教育部長	規則の制定について」、説明願います。 本件につきましては、組織改正に伴い、旭川市事務分掌条例等の一部が改正され、令和8年4月1日から、学校施設スポーツ開放事業に関する事務を所管する観光スポーツ部長の名称が、観光スポーツ・シティプロモーション部長に変更となり、旭川市子ども総合相談センターの名称が、旭川市こども家庭センターに変更となり、旭川市子ども総合相談センターが実施する特別支援教育に係る相談及び教育関係職員の研修に関する事務の所管が子育て支援部長からいじめ対策監に変更となったことから、必要な文言の整備を行うものです。施行日は、令和8年4月1日としております。 本来であれば、令和8年3月の教育委員会において御審議いただくべきところでありましたが、本会議での提出となり、大変申し訳ございません。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本案について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定するという事で御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。
	《 報告事項 》
教 育 長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項（1）「令和8年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について」、報告願います。
小島学校教育部長	この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の事務に関する前年度の取組について、報告書を作成することとなっており、令和7年度における教育委員会の事務に関して点検・評価を実施することについて、御説明いたします。 点検・評価の対象につきましては、教育委員会の活動状況、第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況の2つを点検・評価の対象といたします。 点検・評価の方法ですが、1つ目の教育委員会の活動状況については、法に規定されている教育委員会の事務に沿って、学校の設置関係、規則制定関係などの実施状況を総括し、課題等を踏まえた今後の在り方を示してまいります。 2つ目の第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況については、学校教育基本計画では、基本理念の下、3つの目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。 社会教育基本計画では、2つの基本理念と4つの目指す姿を掲げ、その実現のための5つの基本目標と、成果目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。

	また、いずれの基本計画につきましても、課題等を踏まえ、今後の方向性を示してまいります。 学識経験者の意見聴取につきましては、点検・評価を行うに当たって、昨年度同様、学識経験者から意見を聴取してまいります。 点検・評価の結果に関する報告書の作成等につきましては、昨年度における施策事業の点検・評価でありますので、市議会での令和7年度決算審査との時期について整合を図ることや、その結果を令和8年度の事業構築・予算編成作業に反映させていくという観点を踏まえ、9月に開会されます市議会に提出を予定しております。 このため、点検・評価の報告書案につきましては、それまでに教育委員会会議に付議してまいります。
教 育 長 各 委 員 教 育 長 社 会 教 育 部 次 長	本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項（1）「令和8年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（4）「大雪山カムイミンタラジオパーク構想の日本ジオパーク認定申請について」、報告願います。 本ジオパーク構想地域が、日本ジオパークの新規認定に向け、日本ジオパーク委員会に申請することを決定しましたので、御報告いたします。 これまでの経緯、今後のスケジュールを御説明いたします。平成26年度に市議会で、ジオパーク構想の推進を求める決議が採択され、29年度に構想推進に向けた準備会開催、30年度に協議会を設立しています。その後、コロナ禍のため、活動が制限されましたが、令和6年度に、構想の基本理念、7年度に基本計画・実行計画を策定し、申請に向けて準備を進め、今月15日に開催された協議会総会で申請を決定したところです。 今後のスケジュールですが、本日、申請書を提出し、5月23日に1次審査となるプレゼンテーションに臨みます。1次審査を通過した場合は、6月から8月の間に、審査員が本構想エリアを調査する2次審査を受け、9月以降に審査結果が通知される予定です。 なお、審査結果につきましては、教育委員会会議で御報告させていただきます。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項（4）「大雪山カムイミンタラジオパーク構想の日本ジオパーク認定申請について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 育 長 各 委 員 事 務 局	他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 《 秘 密 会 》

教 育 長	ここからは、秘密会といたします。 ＜議案第２号「旭川市社会教育委員の委嘱について」＞ 令和８年５月１日から令和１０年４月３０日までを任期とする旭川市社会教育委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。 ＜議案第３号「神居古潭 魔神伝説ＡＲ整備事業プロポーザル審査会プロポーザル審査会委員の委嘱について」＞ 令和８年４月２２日から受託者が決定される日までを任期とする神居古潭 魔神伝説ＡＲ整備事業プロポーザル審査会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。 ＜報告第１号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」＞ 令和８年４月１日から令和９年３月３１日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 ＜報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」＞ 令和８年３月１８日から同年４月１日付旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 ＜報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」＞ 令和８年３月１日付けから同年４月１日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 ＜報告第４号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」＞ 令和８年３月５日付けから同年３月３１日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
教 育 長 学校教育部主幹	次に、報告事項（２）「令和７年度のいじめの認知件数等について」、報告願います。 令和７年度に学校から報告を受けたいじめの認知件数は、小学校５，７１９件、中学校１，２２４件、合わせて６，９４３件であり、前年度と比較して０．９倍となり、総数は減少しています。小中別で見ると、小学校では全学年で減少しており、特に１年生から３年生までの減少幅が顕著です。小学校とは対照的に、中学校では、全学年で増加しています。特に３年生では、対前年度比１．４倍と大きく伸びています。

教 育 長 各 委 員 教 育 長 工藤学校教育部長	令和6年度は、積極的にいじめの認知を進めることで、認知件数が過去最高の件数まで増加するとともに、重大事態の発生を抑制することにつながりました。一方で、令和7年度は、前年度の徹底したいじめの認知と対応により、小学校を中心に認知件数全体が減少に転じるとともに、重大事態の発生件数も前年度同様4件となりました。 いじめの解消は、各学校で認知してから、心のケアや見守り活動、保護者への情報提供を継続し、少なくとも3か月経過した後、児童生徒及び保護者へ嫌な思いをしていないかの確認を行った上で、判断することとなっており、令和7年12月末の認知件数と比較すると、解消率は約97%となっています。 いじめの態様別の状況では、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が3,100件で全体の約45%、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする」が1,851件で全体の約27%であり、全体の約70%を占めています。特に、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」については、小学校110件、中学校97件で差が小さく、それぞれの件数も増えています。SNS等を通じたいじめが低年齢化している傾向が見て取れることから、文部科学省の情報モラル教育ポータルサイトを活用した学習や警察官経験者を講師とした非行防止教育などを実施し、未然防止の取組を充実してまいります。 令和7年度のいじめの重大事態の発生件数については、生命心身財産重大事態が1件、不登校重大事態が1件、両者に該当するものが2件、合わせて4件となっており、学校主体又は教育委員会主体の調査組織を設置し、弁護士や心理士といった第三者の知見をいただきながら、調査を進めているところです。 本日、報告いたしました令和7年度のいじめの認知件数、解消件数及び重大事態の発生件数については、4月24日に開催される予定の子育て文教常任委員会において報告するとともに、市のホームページにて公表いたします。なお、令和8年度につきましても、学校から報告を受けたいじめの認知件数の速報値を、翌月にホームページで公表することといたします。 本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項(2)「令和7年度のいじめの認知件数等について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項(3)「いじめの重大事態に係る訴訟の和解について」、報告願います。 本件につきましては令和8年3月定例教育委員会会議において報告をいたしました、いじめの重大事態に係る訴訟の和解について、その後の対応の経過を報告するものです。 令和8年第1回定例会に和解の議案が提出され、審議を経まして、2月26日の本会議において議決を得ており、その後3月26日に開催されました和解期日におきまして、裁判所の指揮のもと、原告との和解が成立に至りました。 和解条項の内容ですが、令和8年2月定例教育委員会会議においてお示ししたものから変更はありません。
--	---

教 育 長 伊 東 委 員 工藤学校教育部次長	なお、同和解条項４に基づく本市から原告に対する損害賠償債務の残額 ４，０００万円につきましては、４月１６日付けで支払いが完了しております。 本報告について、御意見、御質問はありますか。 賠償金の他に、訴訟費用等は発生しますか。 原告からの訴状では、訴訟費用については被告の負担とすること、とあり ましたが、和解調書では、双方の負担とすること、とされています。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	原告からの訴状では、訴訟費用については被告の負担とすること、とあり ましたが、和解調書では、双方の負担とすること、とされています。 その他、顧問弁護士に対して着手金、報酬等をお支払いします。 他に、御意見、御質問等ありますか。 ありません。 それでは、報告事項（３）「いじめの重大事態に係る訴訟の和解について」 は、報告を受けたこととします。 《 そ の 他 》
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本日の審議事項は以上ですが、他に何かありますか。 ありません。 それでは、以上で令和８年４月定例教育委員会会議を終了いたします。 《 閉 会 》